

平成29年度に建設工事で発生した事故事例（転落による事故）

【事故概要】

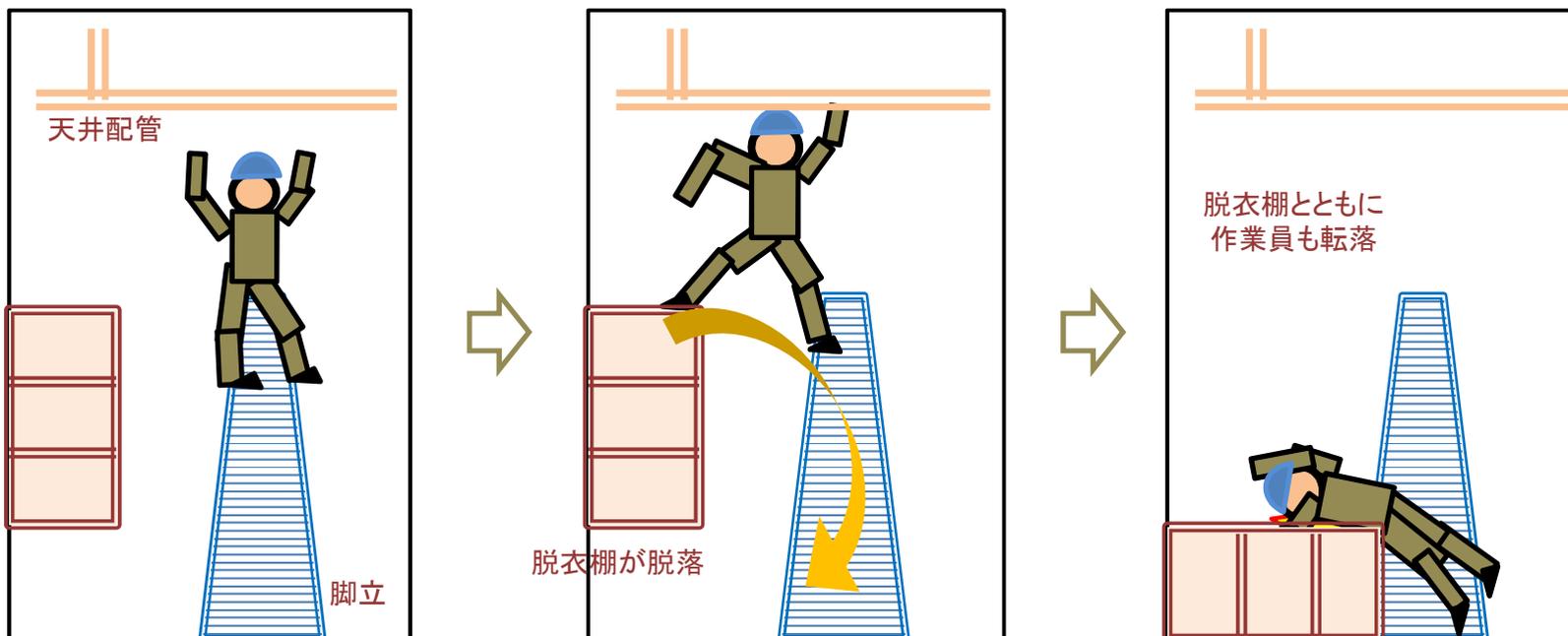
シャワー室で6尺のアルミ製脚立を使用して、給水・給湯の天井配管のラッキング材の仕上げシール打ち作業を行っていた。入口横の上部を施工する際、壁に取り付けられた脱衣棚(H1,700mm)に足を掛けて作業しようとしたところ、脱衣棚が脱落、作業員も転落し左胸を強打、肋骨4本を骨折した。

【事故原因】

- ・ベテラン作業員本人の仕事に対する慣れや危険軽視に起因する不注意
- ・安全確保に関する危険予知活動等の取組や安全意識の形骸化

【改善対策】

- ・施工手順や安全留意事項の確認と不安全行動を行わないよう再度周知徹底する
- ・安全衛生活動の形骸化を防ぐため、作業現場で行う「現場KY活動」を実施する



【分類】 建築、設備

【被害状況】 肋骨骨折、約28日間加療

平成30年度に建設工事で発生した事故事例（墜落・転落による事故）

【事故概要】

3階倉庫の天井内電気配線作業を脚立を使用し行っていたところ、脚立の足が床面のスリーブ穴に入り、脚立が傾きバランスを崩し転落、腰部を負傷した。

【事故原因】

- ・作業前に床面等作業エリアの必要な安全確認を怠った
- ・スリーブ穴の鋼板製蓋がずれて穴が開いていた

【改善対策】

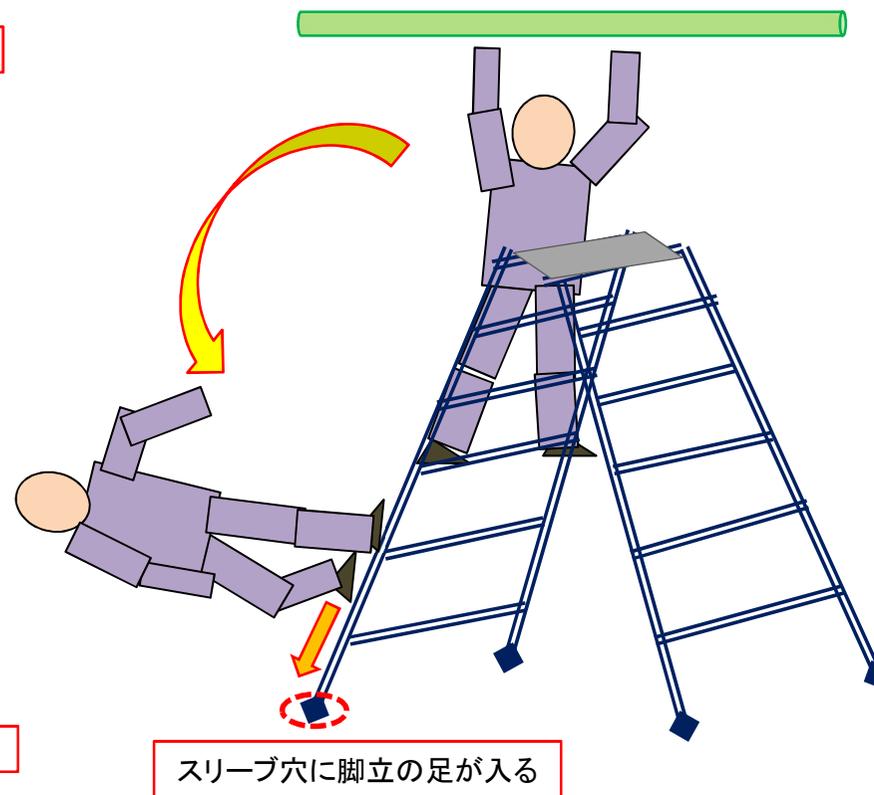
- ・KYミーティングの内容を充実し、現場での作業前確認を徹底する
- ・現場代理人による、安全巡視時の作業エリアの安全確保点検を重点的に行う
- ・鋼板製蓋が容易にずれないように抜け止めを施す



鋼板製蓋



スリーブ穴



スリーブ穴に脚立の足が入る

【分類】 建築、設備

【被害状況】 腰部打撲傷（安静1週間）

令和3年度に建設工事で発生した事故事例（墜落・転落事故）

【事故概要】

外部足場における高所作業を行うにあたり、作業員が安全帯を足場に掛ける際、誤って足場から転落し負傷したもの。

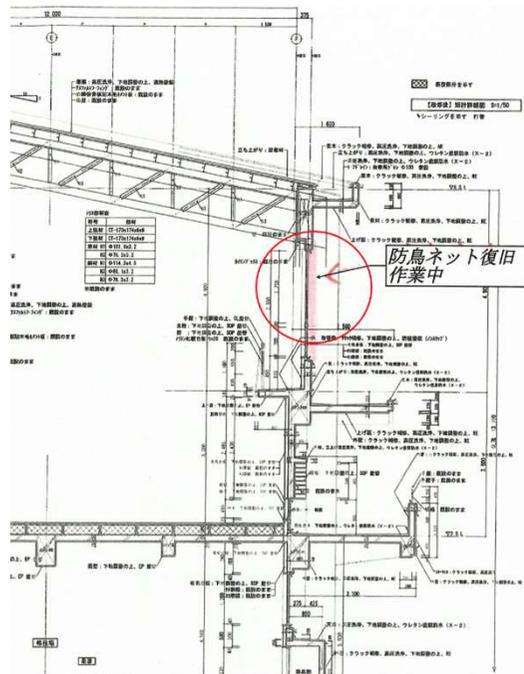
【事故原因】

- ・元方の下請けに対する安全衛生に関する指導が十分でなく、下請け作業員の墜落事故に対する安全意識が低かった。
- ・外部足場ブラケット部端部等の墜落の危険性がある箇所について、手摺や親綱等の転落防止設備の設置を怠った。

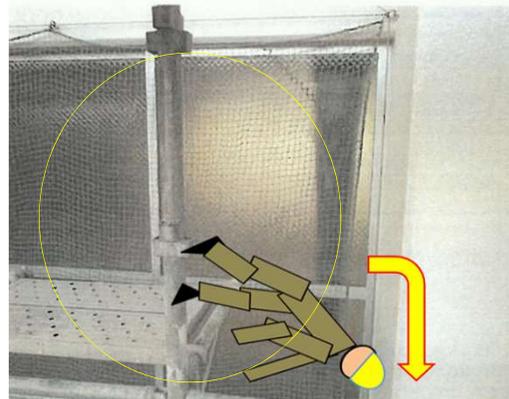
【改善対策】

- ・緊急安全会議を開催し、下請けへの安全指導を徹底する。また、現場巡回の頻度を増やし、安全作業を確認する。（安衛法第29条参照）
- ・足場上部に親綱を張り、ブラケット足場端部に、転落防止の手摺、中サンを取り付ける。（安衛法第21条の2、同規則第519条参照）
- ・2丁掛けの墜落制止用具を装着し、作業を行うことを徹底する。

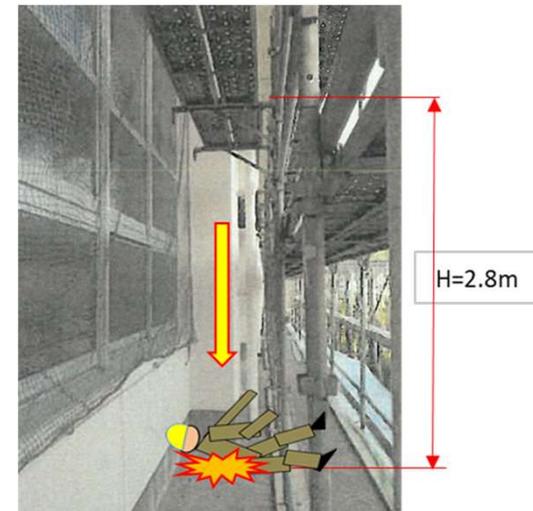
事故現場状況図



ブラケット足場端部に手摺等なし（墜落の危険性がある）



ブラケット足場端部にて、墜落の危険がある場合は、墜落制止用具の使用が必要



【分類】 建築、設備

【被害状況】 業者人身 男1名 胸椎圧迫骨折(3ヶ所) 肋骨骨折(3ヶ月の加療)

令和3年度に建設工事で発生した事故事例（流出事故）

【事故概要】

建築現場建物に係る消防訓練において消火ポンプが起動したところ、本工事で切断・再接続を行った消火管から漏水が発生し、建物の一部に浸水被害が発生した。また、消火管内の水が、屋上の飲用水用の高置水槽へ逆流した。

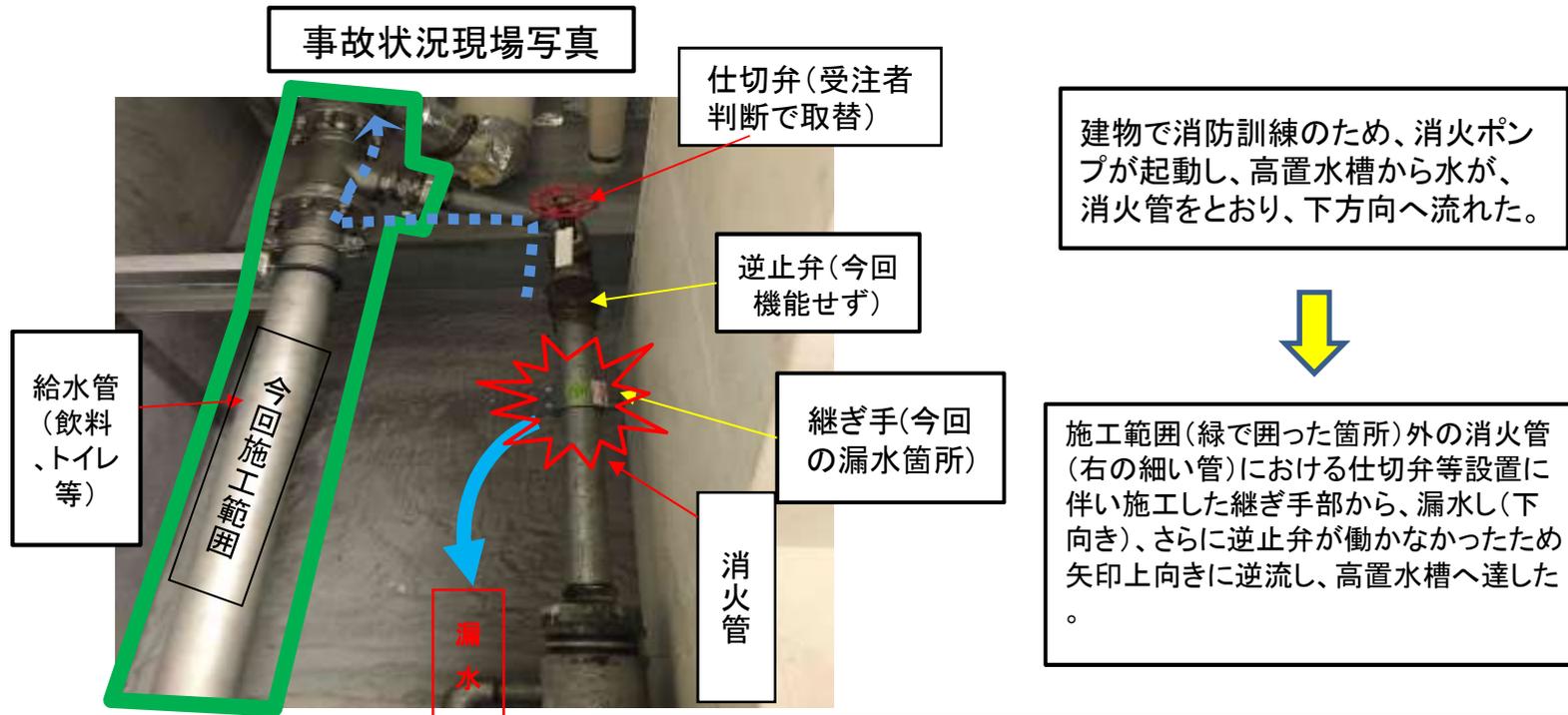
【事故原因】

- ・発注者に協議せずに、動作不良の仕切弁を取替施工した。
- ・取替施工に伴う継ぎ手部において、施工の良否の確認を怠ったため、施工上の不備を見逃した。
- ・仕切弁とともに再設置した逆止弁についても良否の確認がなされていなかったため、逆流水が高置水槽に達した。

【改善対策】

- ・当初の計画にはないが、工事を進める上で追加の対応が必要であることが判明した箇所については、事前に工事監理者及び発注者に協議してから施工する。
- ・仕切弁設置や継ぎ手について、確認試験を確実に行う。

事故状況現場写真



【分類】 建築、設備

【被害状況】 公衆災害 飲用水の使用不可、建物内部汚損、電気器具等損傷

令和4年度に建設工事で発生した事故事例（挟み込み事故）

【事故概要】

水門設備の点検業務において、発電機の運転状況の目視点検中、被災者は運転中にもかかわらず、ファンベルトのゆるみ点検をしようと手を出したため、ファンベルトに触れ、左手を巻き込まれた。

【事故原因】

運転前にファンベルトのゆるみ点検を行っていたのに、運転状況の目視点検中に、ファンベルトのゆるみ点検をしていないと思い込み、点検することに気を取られ、誤って手を出したことが原因。

【改善対策】

- ・作業員全員で作業要領・手順の確認を徹底する。
- ・機械動作部の点検では、始動時、停止時に操作者が作業員全員に合図、了解をもって運転をする。
- ・動作部の点検者は絶対に触れないように、手元、足元の確認をする。
- ・巻き込まれないように、服はズボンに入れ、袖等はボタンを掛ける。

事故現場状況

発電機



指を挟んだ箇所



【分類】 建築 設備

【被害状況】 業者人身 左手指骨折、裂傷